

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）新旧対照表

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="136 328 1052 368">金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p data-bbox="510 400 676 437"><本文></p> <p data-bbox="562 450 624 483">(略)</p> <p data-bbox="118 494 535 529">【別表1 P3 1. (3) (注)】</p> <div data-bbox="107 539 1086 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9-27) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。</p> </div> <p data-bbox="118 691 183 724">(答)</p> <p data-bbox="107 740 1086 1062">1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、①償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、③劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「挑戦支援資本強化特例制度」の概要については別紙1参照）。</p> <p data-bbox="107 1173 1086 1353">2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」についても、①償還条件が、<u>15年の期限一括償還</u>であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、<u>劣後ローン</u>であり、「法</p>	<p data-bbox="1133 328 2049 368">金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）</p> <p data-bbox="1512 400 1677 437"><本文></p> <p data-bbox="1563 450 1626 483">(略)</p> <p data-bbox="1122 494 1538 529">【別表1 P3 1. (3) (注)】</p> <div data-bbox="1111 539 2089 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9-27) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。</p> </div> <p data-bbox="1122 691 1187 724">(答)</p> <p data-bbox="1111 740 2089 1110">1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、<u>償還条件が、15年の期限一括償還</u>であり、「長期間償還不要な状態」である <u>赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である</u> <u>劣後ローン</u>であり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているという商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「挑戦支援資本強化特例制度」の概要については別紙1参照）。</p> <p data-bbox="1111 1173 2089 1353">2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、<u>償還条件が、15年または5年超の期限一括償還</u>であり、「長期間償還不要な状態」である <u>赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="129 308 1088 440"><u>「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「資本的借入金」の概要については別紙2参照）。</u></p> <p data-bbox="107 743 259 778">3. (略)</p> <p data-bbox="107 839 1088 1018">(注1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、<u>「法的破綻時の劣後性」</u>といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。</p> <p data-bbox="107 1177 259 1212">(注2) (略)</p>	<p data-bbox="1173 308 1608 343">利益に応じた金利設定」である</p> <p data-bbox="1173 355 2101 534"><u>「無担保型」は、劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているほか、「有担保型」は、「法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み」（9-21参照）が確保されている</u></p> <p data-bbox="1144 547 2101 679">という商品設計であり、資本に準じた内容となっています（<u>中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の概要については別紙2参照</u>）。</p> <p data-bbox="1115 743 1267 778">3. (略)</p> <p data-bbox="1115 839 2101 1114">(注1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、<u>「法的破綻時の劣後性（『法的破綻時の劣後性』を確保できないような場合は、法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み）」</u>といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。</p> <p data-bbox="1115 1177 1267 1212">(注2) (略)</p>